

砺波厚生センター管内
小児医療機関と市町村の連携マニュアル



平成 30 年 4 月

はじめに

平成28年度の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、支援を必要とする妊婦や子ども、養育者を早期に発見し、関係機関と連携して実情の把握に努め、必要な支援を行うこと、そして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一層強化していかなければならないことが明確化されました。

このマニュアルは、支援を必要とする産婦や子ども、養育者の課題解決に向けて、保健機関と小児科医療機関がより具体的な連携ができ、継続した支援につなげられるように、情報提供にかかる手順や方法、窓口等、手引きとしてまとめました。

目 次

1	小児医療機関と市町村の連携マニュアルの概要	1
2	医療機関が市町村に対して情報提供の対象となりうる例 (医療機関→市町村)	3
3	連絡票様式	4
	(1) 小児科医療機関→市町村	5
	(2) 市町村→小児科医療機関	6
4	小児期の母子への支援内容一覧表	
	(1) 小児医療機関	9
	(2) 市町村	11
5	個人情報の取り扱いに関する考え方	12
6	砺波厚生センター管内母子保健関係機関担当者一覧表	14

1 小児医療機関と市町村の連携マニュアルの概要

(1) 活用の範囲

砺波医療圏の小児医療機関及び保健機関（市町村等）（P14）

(2) 気にかかる乳幼児（養育者含む）を把握した場合の医療機関と市町村の情報共有

1) 医療機関が市町村に情報提供の対象となりうる例（P3）

2) 方法

①初回連絡

連絡票様式：**様式1**（P5）、**様式2**（P6）

・医療機関においては受診、健診、予防接種等、市町村においては保健事業等において、情報提供が必要であると判断した場合、書面で連絡を行う。また、必要時、先に電話連絡を行う。

・連絡票をFAX送信する際は、電話でFAXする旨を伝え、受理側は送信元に電話をし、内容の詳細を確認する。

②支援結果の連絡

連絡票様式：**様式3**（P7）、**様式4**（P8）

・市町村は、医療機関から連絡を受けた場合は、支援した経過または結果を医療機関に書面等で連絡を行う。また、必要時、先に電話連絡を行う。

③連絡後の連携

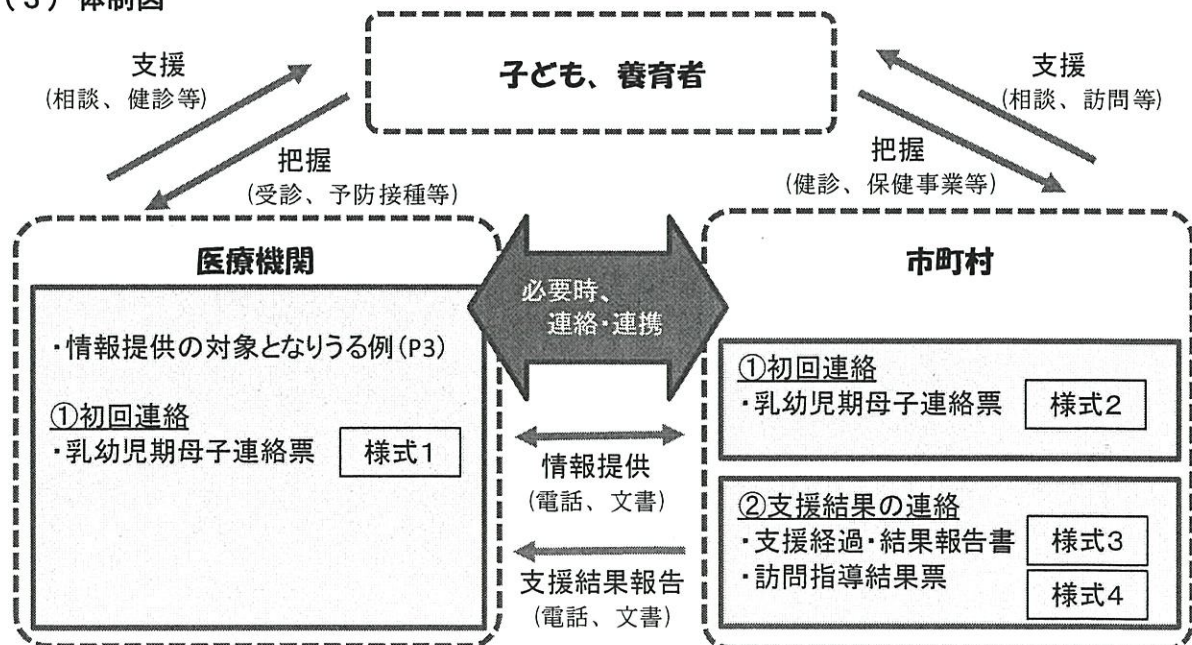
・情報提供後は、必要に応じて、電話連絡、面接やカンファレンス等で双方向からの情報共有に努める。

3) 個人情報の取扱い（参考資料P12）

原則、本人の了解を得て、情報提供を行う。

ただし、同意が得られない場合も提供は可能。

(3) 体制図



(4) 開始時期

平成30年4月～

(5) 各関係機関の役割

1) 市町村母子保健担当課

乳幼児健診等の様々な事業を通じて、特定妊婦及び要支援児の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待予防や早期発見につながることに留意し、必要時、児童福祉担当課と連携し、継続的な支援を行う。また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、事実把握等を行い、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

(※平成 28 年度の母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の一部を改正により、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化)

2) 医療機関

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応し、要支援児等を把握しやすい立場にあることから、要支援児等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行う。

【留意事項】

- ① 情報提供の際は、対象者に、原則、情報提供の概要及び、市町村による支援を受けることが養育の支援となり得ることを説明する。説明することが困難な場合においても、必要な支援がつながるよう市町村への情報提供に努める。
- ② 情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療を行う。
- ③ 当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではない。(参考資料 P 12)

3) 県厚生センター・支所

地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて市町村を支援や管内の各関係機関との調整を行い、連携体制の整備の推進、対応水準の向上に努める。

平成29年3月31日 雇児総発0331第9号・雇児母発0331第2号
「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」より一部抜粋

2 医療機関が市町村に対して情報提供の対象となりうる例(砺波管内小児科版) (医療機関 ⇒ 市町村)

チェック項目(保護者の状況、こどもの状況)

2018.4月版 ※

	保護者の状況	子どもの状況
健康 状態	精神疾患等既往(受診歴、相談歴がある) <input type="checkbox"/>	1 胎児に疾病、障害がある <input type="checkbox"/>
	自殺企図、自傷行為の既往がある <input type="checkbox"/>	2 先天性疾患 <input type="checkbox"/>
	知的に支援が必要 <input type="checkbox"/>	3 出生後間もない長期入院による母子分離 <input type="checkbox"/>
	育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある <input type="checkbox"/>	4 行動障害 (注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等) <input type="checkbox"/>
	身体障害がある(身体障害者手帳の有無は問わない) <input type="checkbox"/>	5 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など) <input type="checkbox"/>
	アルコールまたは薬物依存が過去にある <input type="checkbox"/>	6 保護者が安全確保を怠ったことによる事故 (転倒・転落・溺水・熱傷等) <input type="checkbox"/>
虐待 等	虐待歴・被虐待歴がある <input type="checkbox"/>	7 アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合 <input type="checkbox"/>
	子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する <input type="checkbox"/>	8 多胎 <input type="checkbox"/>
	子どもをかわいいと思えないなどの言動がある <input type="checkbox"/>	9 低出生体重児 <input type="checkbox"/>
	過去に心中の未遂がある <input type="checkbox"/>	10 身体発育の遅れ(低体重、低身長) <input type="checkbox"/>
	妊婦の衣服等が不衛生な状態 <input type="checkbox"/>	11 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ <input type="checkbox"/>
社会・ 経済	妊娠・出産・育児に関する経済的困窮・不安 (夫婦ともに不安定な就労、無職等) <input type="checkbox"/>	12 健診未受診、予防接種未接種 <input type="checkbox"/>
	健康保険未加入、医療費未払い <input type="checkbox"/>	13 衣服等が不衛生 <input type="checkbox"/>
	住所が不確定、転居を繰り返している <input type="checkbox"/>	14 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる 複数のう歯等 <input type="checkbox"/>
	多胎 <input type="checkbox"/>	
	外国籍 <input type="checkbox"/>	
環境	暴力(DV)を受けている <input type="checkbox"/>	<p>【その他連絡事項】</p> <p>【本人の同意】 市町村へ連絡することについて 同意あり ・ 同意なし</p>
	夫(パートナー)の協力が得られない (夫婦の不和・対立がある) <input type="checkbox"/>	
	家族や身近の支援がない <input type="checkbox"/>	
	過去に療育の問題あり <input type="checkbox"/>	
産後	産後、出産が原因の身体的不調が続いている <input type="checkbox"/>	
	長期入院による子どもとの分離 <input type="checkbox"/>	
	医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる <input type="checkbox"/>	

砺波厚生センター管内母子保健担当窓口		
砺波市健康センター	〒939-1395 砺波市新富町1-61	電話 0763-32-7062 FAX 0763-32-7059
南砺市健康課保健センター	〒939-1732 南砺市荒木1528	電話 0763-52-1767 FAX 0763-52-6511
小矢部市健康福祉課	〒932-0821 小矢部市鷺島15小矢部市総合保健福祉センター	電話 0766-67-8606 FAX 0766-67-8602
富山県砺波厚生センター	〒939-1506 南砺市高儀147	電話 0763-22-3511 FAX 0763-22-7235
富山県砺波厚生センター小矢部支所	〒932-0833 小矢部市綾子5532	電話 0766-67-1070 FAX 0766-67-4270

※「児童虐待マニュアル～医療従事者のための初期対応ガイド～」(H23年2月富山県)を基に
砺波圏域で改訂した砺波厚生センター管内 産科医療機関と市町村の連携マニュアルを一部修正

3 連絡票様式

(1) 小児科医療機関→市町村

- ・乳幼児期母子連絡票 ※簡易版（管内独自様式）

様式1

(2) 市町村→小児科医療機関

- ・乳幼児期母子連絡票

様式2

- ・支援経過・結果報告書（訪問の有無に関わらない支援結果）

様式3

- ・訪問結果返送用（訪問による支援結果）

様式4

乳幼児期母子連絡票

様式1

(小児医療機関⇒市町村)

市町村母子保健主管課 御中

今後の支援をお願いいたしたく連絡します。

1. 乳幼児の基本情報(市町村から問い合わせの際使用します)

生年月日: H 年 月 日 (歳 ヶ月)

患者ID _____

2. チェック項目

子どもの状況	
1 胎児に疾病、障害がある	<input type="checkbox"/>
2 先天性疾患	<input type="checkbox"/>
3 出生後間もない長期入院による母子分離	<input type="checkbox"/>
4 行動障害(注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等)	<input type="checkbox"/>
5 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)	<input type="checkbox"/>
6 保護者が安全確保を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)	<input type="checkbox"/>
7 アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合	<input type="checkbox"/>
8 多胎	<input type="checkbox"/>
9 低出生体重児	<input type="checkbox"/>
10 身体発育の遅れ(低体重、低身長)	<input type="checkbox"/>
11 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ	<input type="checkbox"/>
12 健診未受診、予防接種未接種	<input type="checkbox"/>
13 衣服等が不衛生	<input type="checkbox"/>
14 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等	<input type="checkbox"/>

保護者の状況	
1 健康状態	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等既往(受診歴、相談歴がある) ・自殺企図、自傷行為の既往がある ・知的に支援が必要 ・育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある ・身体障害がある(身体障害者手帳の有無は問わない) ・アルコールまたは薬物依存が過去にある 	
2 虐待等	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待歴・被虐待歴がある ・子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する ・子どもをかわいいと思えないなどの言動がある ・過去に心中の未遂がある ・妊婦の衣服等が不衛生な状態 	
3 社会・経済	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児に関する経済的困窮・不安(夫婦ともに不安定な就労、無職等) ・健康保険未加入、医療費未払い ・住所が不確定、転居を繰り返している ・多胎 ・外国籍 	
4 環境	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力(DV)を受けている ・夫(パートナー)の協力が得られない(夫婦の不和・対立がある) ・家族や身近の支援がない ・過去に療育の問題あり 	
5 産後	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・産後、出産が原因の身体的不調が続いている ・長期入院による子どもとの分離 ・医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる 	

3. 連絡事項

4. 保護者への同意

※市町村へ連絡することについて保護者(父・母・その他())の同意(有・無)

5. 報告者

医療機関名 _____

職・氏名 _____

連絡先 _____

支援経過・結果報告書

(市町村→小児医療機関)

様式3

平成 年 月 日

様

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

対象者	子ども	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子
	保護者	父 フリガナ	母 フリガナ	予定日:平成 年 月 日 現在妊娠()週		
		生年月日 年 月 日 (歳)	生年月日 年 月 日 (歳)			
住所	〒 (自宅・実家・その他)					

本人への説明	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	本人からの同意	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
--------	---	---------	---

【市町村の支援方針】

- 乳幼児健康診査やその他の母子保健サービス等で養育状況を確認します。
- 保護者(養育者)の身体面・精神面・育児不安等の支援を要するため、継続して支援します。
- 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。
- 関係機関()とともに養育状況の確認を継続します。
- 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。
- その他 []

【問題点及び今後の援助計画】

【連絡(依頼)事項】

【担当者】

所属名	担当者(職種)
住所	電話

訪問結果返送用
例)妊産婦訪問結果

平成 年 月 日

院長殿

訪問指導結果票

貴院患者の訪問指導結果について次のとおり連絡いたします。

氏名		住所	電話	—
生年月日		訪問先住所	電話	—
世帯主		職業		
訪問年月日	平成 年 月 日	面接者		
一般状態、病状等				
援助内容及び問題点				
病院への連絡事項				
記録者:				

* 本連絡票を貴施設に送ることについては()の了解を得ております。

4(1) 小児期の母子への支援内容一覧表(小児医療機関)

H30.4現在

医療機関	市立砺波総合病院	住田小児科医院	柳下小児科内科医院	南砺市民病院	公立南砺中央病院	南砺家庭・地域医療センター	ふくみつこども診療所	北陸中央病院	沼田医院	
	☎0763-32-3320	☎0763-34-5001	☎0763-34-7730	☎0763-82-1475	☎0763-53-0001	☎0763-22-3555	☎0763-52-4141	☎0766-67-1150	☎0766-67-1162	
乳幼児健診時	日時	火・金 14:00~16:00	火・水・木・金 午前:9:45、10:00 午後:3:00 (※木曜日の午後は休診)	火・金 15:00~16:30	毎月2回、火曜日 (受付14:00~14:30) (診察14:30~)	火・木 午後3:00~3:30 (受付:午後2:30~3:00)	小児科診察日実施 月・火・木・金 8:30~11:30、13:30~16:30 (※火曜日は午前のみ) (※第3金曜日午後休診)	月・火・水・木・金・土 9:00~12:00、14:00~18:00 (※水曜日・土曜日午後休診)	日時設定なし	月・火・水・木・金・土 午前:9:00~12:00 午後:15:00~18:00 (※木曜日午後は16:00~18:00)
	対象	火曜日:1ヵ月健診 金曜日:その他の乳幼児健診	1ヵ月、6~7ヵ月、11ヵ月		6~7ヵ月、10~11ヵ月の乳児	6~7ヵ月、11~12ヵ月				
	申込方法	電話等による予約	電話または窓口 要事前予約、完全予約制	予約不要	「健康管理科」へ事前に予約してください	要予約	要予約(電話可)		事前予約可能 当日来院時も受入れ可能	診察時間内予約不要
	内容		一般的な乳児健診		医師の診察、発育・発達チェック、育児・離乳食相談		乳児一般健診	乳児一般健康診査		
	その他		【注意事項】 土曜日の受付はなし		【持ち物】母子健康手帳、バスタオル、乳児一般健診受診票(ない場合は有料となります)、問診票(予約後に事前に送付されるもの)					母子手帳持参
予防接種	日時	火・木 14:00~16:00	月・火・水・木・金 午前:10:15~11:15 午後:3:15~4:30 (※午後4:30は小学生のみ可)	火・木・金 15:00~16:30	月・水 (受付14:00~14:30)	火・木 午後2:00~3:00 (受付:午後1:30~2:30)	小児科診察日実施 月・火・木・金 8:30~11:30、13:30~16:30 (※火曜日は午前のみ) (※第3金曜日午後休診)	月・火・水・木・金・土 9:00~12:00、14:00~18:00 (※水曜日・土曜日午後休診)		月・火・水・木・金・土 午前:9:00~12:00 午後:15:00~18:00 (※木曜日午後は16:00~18:00)
	対象	富山県の乳幼児、県外の児はその市から委託契約が必要	0歳児~中学校3年生まで			Hib、肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻疹風疹、水痘、日本脳炎、二種混合、その他任意(ロタウイルス、おたふく)	定期接種、任意接種(申込み時確認)	定期接種、任意接種		
	申込方法	電話等による予約	電話または窓口		「健康管理科」へ事前に予約してください				2日前までの連絡予約	要予約
	その他		要事前予約、完全予約制 【注意事項】 土曜日の受付はなし	完全予約制	【持ち物】母子健康手帳、予防接種予診票(定期予防接種のみ)	要予約	要予約(電話可)		当日来院でも予防接種があれば、受入れ可能。なるべく午前11時過ぎか午後に予約をとっている。	母子健康手帳持参
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●心臓外来 14:00~14:30 【申込み方法】 電話等による予約 ●腎臓外来 第1週水曜日 14:00~16:00 【申込み方法】 一度午前中の一般外来受診し、診察医が紹介の必要性を判断し、予約を入れる ●神経外来 第3週金曜日 14:00~16:00 【申込み方法】 一度午前中の一般外来受診し、診察医が紹介の必要性を判断し、予約を入れる 							<ul style="list-style-type: none"> ●股関節脱臼検診 ・予防接種と同時診察可能 ・予約なしでも受入れ可能 		

4(2) 小児期の母子への支援内容一覧表(市町村・厚生センター)

1 市町村

H30.4現在

行政機関	砺波市	南砺市	小矢部市
行政機関	窓口：健康センター(砺波市新富町1番61) ☎：0763-32-7062	窓口：健康保健センター(南砺市荒木1528番地) ☎：0763-52-1767	窓口：健康福祉課(小矢部市鷺島15) ☎：0766-67-8606
各種教室	【もぐもぐ教室】6か月児、保護者 月1回。 【仲良しランド】親が子供の発達の特徴、得意苦手等に気づき、かかわりについて学ぶ。1回/2か月。3回まで利用可。要予約。 【はったつの相談会】臨床心理士による個別相談。月1回(1回3人まで)。要予約。 【ことばの相談会】言語聴覚士による個別相談。月1回(1回5人まで)。要予約。	【離乳食教室】5か月児対象、月1回。 【おともぐもぐ教室】10～11か月児のむし歯予防、離乳食後期の教室。隔月で開催。 【親子すくすく教室】1歳6か月児健診後の子どもの発達を確認、支援するための事後教室。月1回。要予約。 【のびのび相談会】臨床心理士による個別相談。月1回(1回2ケースまで)。要予約。	○ペンギン親子教室：対象は1歳6か月児～概ね3歳児とその保護者。年11回(予約制)。小集団での親子遊びを通じた発達支援。 ●ことばの教室：対象は主に言語発達に心配のあるお子さんとその保護者。毎週火～金曜日(予約制) 担当課 ○健康福祉課 ●こども課
他	【育児相談】育児、発達、母乳相談、歯と栄養について、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、による相談会。 毎週水曜日 午前9時から11時30分 *歯と栄養は第2、4のみ実施 【幼児精神発達健診】小児神経科医師、臨床心理士、こども課家庭児童相談員、保健師等による相談会。年3回(1回2ケースまで)。	【なんととすくすくやかやファイブ】子どもの成長発達に見通しをたてながら、主体的に育児をしていただくための保護者向けテキスト。妊娠届出時に配布。 【すくすくサロン～ママの部屋～】産後間もないママ対象の子育てサロン。月1回。 【乳幼児発達相談会(母乳相談)】保健師、管理栄養士、助産師による相談会。月2回。要予約。 【幼児精神発達健診】小児神経科医師、臨床心理士、児童指導員等による相談会。年4回(1回あたり2ケースまで)。	○母乳相談会：対象は母乳育児をしている方 年5回(要予約) ○こどもの健康相談：対象は乳幼児とその保護者。毎週火曜日(午前9時30分～11時) 身体計測や、育児、発達、離乳食等の相談 ○たんぽぽ相談会：対象は乳幼児とその保護者。毎月第1火曜日から(要予約) 発達や育児に関する個別相談 ●こあら相談会：対象は保育所等に通う児とその保護者。月2回程度(要予約) 言葉や行動の発達に関するこどもの個別相談
情報発信	となみい～の子育て応援ファイブ、砺波市ホームページ	【親子支援ポータル】「なんどすくすくやかやタウン」マイナハンバーカードを利用した子育て支援システム。電子母子健康手帳、お知らせ配信、お薬手帳機能。 利用申し込みが必要。 【子育て支援総合ポータルサイト】「すくすくやかやひろばinなんど」母子保健事業や予防接種、子育て支援に関する情報をまとめたホームページ。	小矢部市子育て応援サイト、おやべつすくすくやかや情報メール、小矢部市子育てガイドブックの発行
医療費助成	窓口：こども課 (☎ 0763-33-1111) 窓口：こども課 (☎ 0763-33-1111) 窓口：社会福祉課 (☎ 0763-33-1111)	窓口：こども課 子育て支援係(井波庁舎内) (☎ 0763-23-2010) 窓口：こども課 子育て支援係(井波庁舎内) (☎ 0763-23-2010) 窓口：福祉課 障害福祉係(地域包括ケアセンター内) (☎ 0763-23-2009)	窓口：こども課 (☎ 0766-67-8603) 窓口：こども課 (☎ 0766-67-8603) 窓口：社会福祉課 (☎ 0766-67-8601)
障害児サービス	窓口：社会福祉課 (☎ 0763-33-1111)	窓口：福祉課 障害福祉係(地域包括ケアセンター内) (☎ 0763-23-2009)	窓口：こども課 (☎ 0766-67-8603) 社会福祉課 (☎ 0766-67-8601)
ひとり親家庭支援	窓口：こども課 (☎ 0763-33-1111)	窓口：こども課 子育て支援係(井波庁舎内) (☎ 0763-23-2010)	窓口：こども課 (☎ 0766-67-8603)

2 厚生センター

行政機関	砺波厚生センター 窓口：保健予防課(南砺市高儀147) ☎：0763-22-3511	砺波厚生センター-小矢部支所 窓口：地域健康課(小矢部市綾子5532) ☎：0766-67-1070
検査事業、医療費助成等	先天性代謝異常等検査事業、新生児聴覚検査事業、HTLV-1母子感染対策事業、小児慢性特定疾病事業	
各種教室	ゆう遊相談会、おひさまの会	

5 個人情報の取り扱いに関する考え方

以下の場合には、本人の同意なしに提供可能

本人の同意を得ずに、第三者に目的外の情報提供を行うことができる場合

- ① 法令に基づく場合（個人情報保護法第23条）
 - ・ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待の通告
 - ・ 要支援児童等と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供 等
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(例) 児童虐待事例についての関係機関との情報交換

・ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より
・ 国通知「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」より

【参考資料】

《個人情報とは》

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することで、識別できる場合も含む）

(個人情報保護法第2条第1項)

《関係通知》

●平成23年7月27日 雇児母発0727第4号

「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」
一部抜粋

2) 医療機関の役割

- ① 産科、新生児科、小児科をはじめとする医療機関が、別表に示す項目に該当する妊産婦又は子どもがいる家庭のうち、早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した場合は、必要な支援につなげるために、患者が居住する市町村に情報提供を行う。妊婦健康診査を受診しておらず、分娩時が初診の産婦については、特に留意が必要である。

(略)

- ④ ①の情報提供の同意が得られない場合であっても、対象となる者に対して、居住する地域の母子保健サービスや相談窓口等について必要な情報提供を行うなどの対応をする。

ただし、医療機関は、地域ネットワークから資料又は情報の提供の求めがあった場合、情報提供対象者の同意がなくとも必要な情報を提供することは可能である。なお、医療機関自ら地域ネットワークに参画している場合は、地域ネットワークの構成機関として、支援が必要な妊産婦や子どもがいる家庭等に関する情報の交換を行うとともに、支援の内容についての協議を行うことができる。

●平成 24 年 11 月 30 日 雇児母発 1130 第 2 号

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

●平成 29 年 3 月 31 日 雇児総発 0331 第 9 号・雇児母発 0331 第 2 号

「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」

一部抜粋

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)が、平成 28 年 6 月 3 日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 10 の 5 の規定が、10 月 1 日に施行された。これにより、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。

(略)

(参考)

○児童福祉法(抄)

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等(*1)と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(略)

2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 16 条及び第 23 条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

6 砺波厚生センター管内母子保健関係機関担当者一覧名簿

H30.4現在

	医療機関	住所	電話番号・FAX	部署	備考
1	市立砺波総合病院	〒939-1395 砺波市新富町1-61	TEL 0763-32-3320 FAX 0763-33-0274	小児科	
2	住田小児科医院	〒939-1387 砺波市となみ町13-16	TEL 0763-34-5001 FAX 0763-34-5002		
3	柳下小児科内科医院	〒939-1344 砺波市中神3-1	TEL 0763-34-7730 FAX 0763-34-7731		
4	南砺市民病院	〒932-0211 南砺市井波938	TEL 0763-82-1475 FAX 0763-82-1853	小児科	健診・予防接種の予約
				健康管理科	
5	公立南砺中央病院	〒939-1724 南砺市梅野2007-5	TEL 0763-53-0001 FAX 0763-53-2014	小児科	
6	南砺家庭・地域医療センター	〒939-1518 南砺市松原577	TEL 0763-22-3555 FAX 0763-22-3588	医事	
7	ふくみつこども診療所	939-1654 南砺市福光(栄町)956-5	TEL 0763-52-4141 FAX 0763-52-4155		
8	北陸中央病院	〒932-8503 小矢部市野寺123	TEL 0766-67-1150 FAX 0766-68-2716	総務課	
9	沼田医院	〒932-0053 小矢部市石動町8-36	TEL 0766-67-1162 FAX 0766-67-4438	小児科	

	市町村	郵便番号	電話番号・FAX	部署	備考
1	砺波市健康センター	〒939-1395 砺波市新富町1-61	TEL 0763-32-7062 FAX 0763-32-7059	母子保健係	
2	南砺市健康課保健センター	〒939-1732 南砺市荒木1528	TEL 0763-52-1767 FAX 0763-52-6511	母子保健担当	
3	小矢部市健康福祉課	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8606 FAX 0766-67-8602	母子保健担当	

	厚生センター	郵便番号	電話番号・FAX	部署	備考
1	砺波厚生センター	〒939-1506 南砺市高儀147	TEL 0763-22-3511 FAX 0763-22-7235	地域保健班	
2	砺波厚生センター小矢部支所	〒939-0833 小矢部市綾子5532	TEL 0766-67-1070 FAX 0766-67-4270	地域健康課	